

千葉市健康危機管理連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 多数の市民の生命や健康を脅かす危機的な事態が発生した際に、関係機関及び関係団体等との間において情報交換及び連絡調整を行う必要がある場合には、千葉市健康危機管理基本指針に基づき、千葉市健康危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康危機 食中毒、感染症、飲料水汚染、毒物・劇物、その他何らかの原因（千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）第2条第3号に規定する「公害」を除く。）により、多数の市民の生命や健康を脅かす事態が発生する場合をいう。
- (2) 健康危機管理 健康危機に関する原因究明並びに健康被害の発生予防及び拡大防止等の業務をいう。
- (3) 健康危機情報 健康危機に関する情報をいう。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康危機情報の共有化
- (2) 健康危機への対応に必要な連絡調整

(組織)

第4条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、医療衛生部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、保健所長の職にある者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員には、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する。

- (1) 千葉県警察千葉市警察部の代表者
- (2) 千葉市医師会の代表者
- (3) 千葉市歯科医師会の代表者
- (4) 千葉市薬剤師会の代表者
- (5) 千葉市獣医師会の代表者
- (6) 市職員であって、別表に掲げる職にある者

(会議)

第5条 連絡会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会長は、委員が会議に出席できないときは、委員の指名する者を代理として会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、保健福祉局医療衛生部健康危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

健康危機管理課長、医療政策課長、生活衛生課長、経営企画課長、青葉病院長、海浜病院長、健康推進課長、環境保健研究所長、消防局救急課長